

**既存の特別養護老人ホームにおける多床室の
プライバシー保護のための改修支援事業 F A Q**

番号	内容	回答
1	大規模改修は民間のみが対象とされているが、本事業は公立施設も対象となるのか。	公立施設も対象となる。
2	本事業（80万円/床）は、大規模改修（上限78,765千円/施設）とは別枠で補助を受けられるのか。	別枠で補助を受けられる。ただし大規模改修も含めて10年ルールの対象となることに注意。つまり、大規模改修補助（10年ルールが適用されるメニューに限る）を受けたら、その後10年間はプライバシー保護改修の補助も受けられない。また、プライバシー保護改修の補助を受けた場合、その後10年間は大規模改修補助（10年ルールが適用されるメニューに限る）は受けられない。
3	大規模改修の10年ルールは、プライバシー保護改修とまとめてカウントされるのか。	大規模改修・プライバシー保護改修まとめてカウントされる。大規模改修補助を受けたら、その後10年間はプライバシー保護改修の補助も受けられない。
4	本事業にスプリンクラー設置費用は含まれるか。	消防法等の基準に合致するために行うものや、消防署の指導を受けて行うものは補助対象となりうる。
5	補助協議の様式は、どれを用いればよいのか。	大規模改修の様式を用いていただきたい。
6	併設ショートも対象としてよいか。	特養と併設ショート両方行うのであれば差し支えない。

番号	内容	回答
7	パーテーションで仕切った後も、一人当たり居室床面積要件は順守しなければならないのか。	<p>都条例で定めている居室床面積基準（入所者一人当たり$10.65\text{m}^2/\text{人}$以上）を遵守していただく必要がある。</p> <p>なお、平成12年4月1日前から存する施設については、特例（条例施行要領）により、「収納設備等を除き$4.95\text{m}^2/\text{人}$以上」が一人当たり居室床面積基準となる。</p>
8	「建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない」とあるが、例えば建具に家具機能（収納等）がある設えの仕切りは補助対象となるか。	<p>個別具体的に判断するが、建具としての機能が主で、その従として家具機能がある設えであれば補助対象となりうる。</p>
9	多床室内のトイレのプライバシー改修は補助対象となるか。	<p>本補助事業は、多床室の居室ベッドのプライバシー保護を目的としており、トイレのプライバシー保護は補助対象外となる。</p> <p>なお、大規模改修の補助対象にはなりうる。</p>